

第10回 寝屋川市総合計画審議会会議録

1 日時

令和2年10月23日（金）午前10時～午前10時53分

2 場所

議会棟4階 第1委員会室

3 出席者

（委員）※ 50音順

井川 晃一、池添 義春、伊藤 高博、内田 憲幸、金子 英生、
郡 美博、小西 雅晴、佐藤 忍、下川 隆夫、田中 英子、
辻岡 喜久雄、中川 幾郎、中川 健、中川 芳行、久田 起代子、
平田 一裕、平田 陽子、柳瀬 昇士、吉原 起人

19人（全24人）

（事務局）

杉本部長、木場次長、西村課長、辻係長、高島係長、田中、森崎

4 傍聴の可否

可（傍聴者4人）

5 議事

- ・ 第六次寝屋川市総合計画最終答申（案）の検討

(会長)

皆さん、おはようございます。

本日雨の中、大変お出ましにくいところを、また、公私何かと御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員総数 24 人のうち 19 人の御出席をいただいております。

したがいまして、寝屋川市総合計画審議会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、本日の会議は成立いたしておりますので、これから第 10 回寝屋川市総合計画審議会を開催させていただきます。

それでは、本日の議題に入ってまいりたいと存じます。

前回審議会が 8 月 14 日でしたので、本日はそこから 2 か月以上空いての開催となっております。この間の作業でございますが、去る 8 月 20 日、私から市長へ中間答申書をお渡しさせていただきました。市のほうで、この中間答申に基づき、素案をまとめていただきました。その後、9 月の 1 か月間、市民に素案を公表し、意見を募集するパブリック・コメント手続が実施されました。

今日は、そのパブリック・コメントの結果について、事務局から御報告をいただき、パブリック・コメント結果を踏まえた最終答申への反映について、皆様に御確認をいただきます。

また、事前に送付させていただきました最終答申に係る附帯意見について、御意見をいただきたいと考えております。

それでは始めに、事務局から配布資料の説明をお願いいたします。

(事務局)

では本日、お手元に配布させていただいております資料、5 点でございます。

まず、右肩に「資料 1」と書かれております「資料 1 第六次寝屋川市総合計画（素案）パブリック・コメント手続結果」、こちらにつきましては、パブリック・コメント手続において、市民からいただいた意見のあらましと、その意見に対する市の考え方をまとめたものでございます。

次に、「資料の 2」、右肩に「資料 2」とございます「第六次寝屋川市総合計画（第 2 期寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略）〔最終答申〕

(案)」、こちらにつきましては、中間答申後の素案の内容に、パブリック・コメント手続の結果等を反映させていただいた、最終答申の案となっております。

次に、「資料の3」、右肩に「資料3」とございます「第六次寝屋川市総合計画（素案）からの修正箇所一覧」でございます。こちらは素案からの修正箇所について、新旧対照の形式で、一覧にしたものでございます。

次に、「資料の4」、「第六次寝屋川市総合計画について（最終答申）」という表題でございます。こちらの資料は、最終答申に当たっての附帯意見の案となっております。

最後に、参考資料といたしまして、「第六次寝屋川市総合計画 用語解説（案）」でございます。これについては、総合計画書、冊子にいたします際に、巻末に掲載を予定している用語解説の案でございます。

配布資料については、以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。その前に、資料の不足はございませんか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは議題に入ります。まずパブリック・コメント手続の結果について、事務局さんから御報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、お手元の「資料の1」、右肩「資料1」とございます「パブリック・コメント手続結果」を御覧ください。

始めに、パブリック・コメントの概要につきまして、御説明いたします。

まず、意見募集期間としましては、令和2年9月1日から9月30日までの1か月間実施いたしました。

次に、意見への対応につきましては、10名の方から総数91件の御意見をいただき、意見による修正を行うもの11件、用語の説明を求める意見に対して、用語解説を別途付すもの6件、別記の理由・趣旨から原案のとおりとするもの

72 件、パブリック・コメント手続制度の趣旨と合致しないもの 2 件となっております。

それでは、パブリック・コメント手続の結果を受け、原案を修正させていただいた項目を基本に、抜粋して御説明いたします。

資料の 2 ページをお開き願います。下から 2 行目の左側の番号 9 を御覧ください。原案の「第 2 節 計画の概要」の「1 第六次総合計画の特徴」の文章中、「寝屋川水準」の詳細を記載するページとして、「P 21 参照」としておりましたが、正しくは「P 25 参照」でございますため、御意見どおり記載内容を変更させていただいております。

3 ページをお開き願います。一番上の番号 11 を御覧ください。原案の「1 第六次総合計画の特徴」の文章中、「『成長政略型』の意味を記載してはどうか」との御意見をいただきました。これにつきましては、成長戦略型とは、市が未来に向けて成長していくために、目指す方向性を明確にし、どのような施策に経営資源をより注力していくのかを示すものであり、別途用語解説を付して、対応させていただくこととしてございます。

次に、番号 12 を御覧ください。原案の「2 計画の位置付け (4) SDGs 達成への貢献」の文章中の「『ステークホルダー』とは何か」との御意見をいただきました。これにつきましては、ステークホルダーとは、直接・間接的な利害関係を有するもののことであり、別途用語解説を付して、対応させていただくこととしております。

次に、番号 13 を御覧ください。原案の「3 フューチャー・プル型による策定」の文章中、「RPA とは何か」との御意見をいただきました。これにつきましては、RPA とは R o b o t i c P r o c e s s A u t o m a t i o n の略で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作を、ソフトウェアのロボットにより自動化するものであり、別途用語解説を付して、対応させていただくこととしております。

4 ページをお開き願います。上から 2 つ目の項目、番号 16 を御覧ください。原案の「第 2 章第 1 節」に、「寝屋川市の現況 (4) 現状分析」の文章中、「『シルバー世代を迎えることで』という記述を『シルバー世代となることで』に変更してはどうか」との御意見をいただきました。これについては、文章の

趣旨や前後の流れを踏まえ、御意見どおり「シルバー世代となることで」と変更させていただいております。

5 ページをお開き願います。番号 21、上から 2 つ目の番号 21 を御覧ください。原案の「8 地方行政の在り方に関する動向」の文章中、「『S o c i e t y 5.0』とは何か」との御意見をいただきました。これにつきましては、S o c i e t y 5.0 とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のことであり、別途用語解説を付して、対応させていただくこととしております。

次に、番号 22 を御覧ください。原案の「第 1 章 将来像」の文章中、「持続的により良い地域社会を築いていくためには、行政はもとより市民・地域団体・事業者及び議会が、知恵と力を出し合いながら、地域課題の解決を図っていく必要がある」と記述しておりましたが、議会についても、当然に知恵と力を出していくものであることから、「『行政、議会はもとより、市民・地域団体及び事業者が』に変更してはどうか」との御意見をいただきました。これについては、文章の趣旨や前後の流れを踏まえ、「行政、議会はもとより、市民・地域団体・事業者が知恵と力を出し合いながら」と変更させていただいております。

6 ページをお開き願います。番号の上から 2 つ目、25 を御覧ください。原案の「(1) 子どもたちが健やかに成長している」の文章中、「『寝屋川方式の学習法』の内容が分かるように、具体的に記載してはどうか」との御意見をいただきました。これにつきましては、「寝屋川方式の学習法」とは、ディベート教育などによって育む「考える力」をベースに、秋田の学習法を取り入れた「ねやがわスタンダード」による指導方法や、学習習慣の定着を図ることで、子どもたちの学力・体力などを確実に身に付けさせ、将来をたくましく生き抜く力の育成を図る市独自の学習法のことであり、別途用語解説を付して、対応させていただくこととしております。

7 ページをお開き願います。一番下、番号 30 を御覧ください。原案の「(2) 安全で魅力的な市街地が形成されている」の文章中、「密集地域の解消」を「『密集住宅地区の解消』に変更してはどうか」との御意見をいただきまし

た。これについては趣旨や前後の流れから、御意見どおり変更させていただいております。

続きまして、9ページをお開き願います。番号34を御覧ください。原案の「計画推進の基本姿勢」、「1 『あれもこれも』ではなく『あれかこれか』へ」の項目の文章中、「将来にわたって持続的に提供できる行財政基盤の確立」の記述に関しまして、何を提供するのかということをもより丁寧に記述するために、「『持続的に行政サービスを提供できる』に変更してはどうか」との御意見をいただきました。これについては、趣旨や前後の流れから、御意見どおり変更させていただいております。

10ページをお開き願います。下から2つ目、番号40を御覧ください。原案の「第1節 戦略的なまちづくり」の文章中、「訴求力のある施策、生活を支える施策、くらしの質を高める施策の各施策が、目指す目的を明確にした上で、それぞれが役割を確実に果たすことで」という記述の「それぞれ」が指すものが分かりにくいことから、「『各施策が目指す目的を明確にした上で、それぞれの施策が遂行されるときに、その役割を確実に果たすことで』に変更してはどうか」との御意見をいただきました。これについては、御意見の趣旨を踏まえ、「それぞれの」の後に「施策が」という文言を追加し、「それぞれの施策が役割を」と変更させていただいております。

11ページをお開き願います。下から2つ目、番号45を御覧ください。原案の【ファクター1】の「(3) 子どもを全力で守り抜く」の文章中、「子どもの虐待から命と尊厳を守るとともに」という記述を「『虐待から子どもの命と尊厳を守るとともに』に変更してはどうか」との御意見をいただきました。これについては、趣旨や前後の流れから、御意見どおり変更させていただいております。

続きまして、16ページをお開き願います。中頃、番号67を御覧ください。原案の戦略プラン、施策③「子どもを全力で守り抜く」の課題③の文章中、「地域で育てる機運が低下しています」という記述について、「『地域で育てる機能が低下しています』または『地域で育てる気運が下がっています』と変更してはどうか」との御意見をいただきました。これについては、文章の趣旨や前後の流れから御意見を踏まえ、「地域で育てるといふ気運が低下していま

す」と変更させていただいております。

17 ページをお開き願います。上から2つ目、番号71を御覧ください。原案の戦略プラン施策⑧「防犯力向上による体感治安の改善」の施策の展開①の文章中、「『市内四駅周辺』の『四駅』を漢数字から算用数字に変更してはどうか」との御意見をいただきました。これについては、市の公文書の取扱いとして、算用数字を用いることを基本としてございますため、御意見のとおり変更させていただいております。

18 ページをお開き願います。一番下の番号80を御覧ください。原案の戦略プラン施策⑩における斎場に関する課題の文章中「『シルバー世代などには利用しにくい構造』という記述を『会葬するシルバー世代など』と変更してはどうか」との御意見をいただきました。これについては、斎場に会葬される方に限定した記述とすべきであるとの趣旨を踏まえ、「会葬者にとって」と変更させていただいております。

続きまして、20 ページをお開き願います。一番上、番号86を御覧ください。原案の表紙のタイトルが、「第六次総合計画」となっているが、第2期市まち・ひと・しごと創生総合戦略と統合して策定していることから、「総合戦略の名称もタイトルに記載してはどうか」との御意見をいただきました。これについては、総合計画と総合戦略を統合して策定していることを分かりやすく表記できること、また、他市の事例においても、タイトルに総合戦略の名称を併記している団体もございますことから、御意見どおりタイトルに総合戦略の名称を併記するよう、変更させていただいております。

次に、番号88を御覧ください。「全体的に横文字が多い。日本語も併記して記述してはどうか」との御意見をいただきました。これについては、できる限り平易な言葉を用いるよう努めているところではございますが、御意見を踏まえ、別途用語解説を付すなどにより、対応させていただくこととしております。

パブリック・コメント手続結果の報告につきましては、以上でございますが、最後に本日お手元に配布させていただいております、右肩に「参考資料」、右肩に「参考資料」と書かれてございます「用語解説（案）」、こちらを御覧いただきたいと存じます。

これにつきましては、第六次総合計画を冊子にする際に、巻末に掲載を予定している用語解説の案でございます。ただいま御説明いたしましたパブリック・コメント手続結果において、用語解説を付して対応させていただくとしているものについては、本資料に全て記載してございますので、説明については割愛させていただきますが、併せて御参照いただければと存じます。

手続結果の説明につきましては、以上でございます。

(会長)

以上で御報告をいただきましたが、ただいま御説明のありました修正したものも含めて、市の考え方につきましては、最終答申に当たっての参考として御活用くださればと思います。

次に、パブリック・コメント手続結果等を反映した最終答申案について、御確認いただきたいと思っております。

事務局さんの御説明、お願いします。

(事務局)

それでは最終答申案について、御説明いたします。お手元資料の、右肩「資料の2」と書かれているものと、「資料の3」、こちら2つの資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、「資料の2」につきましては、中間答申後の素案に、先ほど御説明申し上げましたパブリック・コメント手続結果の反映及び一部内容の時点修正をさせていただいた、最終答申の案となっております。

また、「資料の3」、こちらにつきましては、素案からの修正箇所の一覧となっておりますので、この2つの資料を併せて御覧いただきたいと存じます。

「資料の2」、こちらを御覧ください。こちらの最終答申案については、素案からの修正箇所を、下線色塗りにより表示をさせていただいております。先ほど御報告いたしましたパブリック・コメント手続に伴う修正に関しましては、こちらは説明を割愛させていただき、それ以外で時点修正した内容につきまして、御説明申し上げます。

それでは、「資料2 最終答申(案)」の39ページをお開き願います。併

せまして、「資料3」の3ページ一番上のNo.9を併せて御覧ください。

当該修正につきましては、寝屋川市の働き方改革に関する記述を修正するものでございます。修正前の素案では、寝屋川市の独自の働き方改革として、職員の自由な働き方の実現、望まない残業の解消、市民サービスの充実の3つの目標を掲げておりましたが、令和2年8月に、寝屋川市働き方改革推進プランという計画を、市におきまして策定をいたしました。本プランにおきましては、望まない残業をなくす、総人件費をコントロールした人員の増、職員の柔軟な働き方の実現、市民サービスの充実、この4つの目標を掲げることといたしましたため、総合計画の記述内容を、本プランの内容に合わせて修正させていただくものでございます。

次に、「資料の2」、「最終答申（案）」の71ページをお開き願います。

「資料の2」、「最終答申（案）」の71ページお開き願います。併せまして、「資料の3」の4ページ、一番上の項目、No.13及びNo.14、こちらを御覧ください。

当該修正につきましては、戦略プラン施策⑬における施策指標の目標値を修正するものでございます。現在、総合計画の策定と並行いたしまして、「第3次環境基本計画」の策定を進めておきまして、当該環境基本計画の審議会での審議経過におきまして、施策指標の目標値の変更がございましたため、総合計画の記述内容を修正させていただくもので、市民一人当たり1日当たりのごみ排出量の間目標値（令和5年）を、802.9グラムから800グラムに、目標値（令和9年）を773.2グラムから773.4グラムに修正させていただいております。また、再生利用率（リサイクル率）の間目標値（令和5年）を、22.81%から23.25%に、目標値（令和9年）も、23.05%から25.48%に修正させていただいております。

以上の2点以外の修正につきましては、いずれもパブリック・コメント手続に伴う修正となっておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

最終答申案につきましては説明は、以上でございます。

(会長)

以上で御説明いただきました最終答申案の内容について、何か御意見ござ

いますか。よろしゅうございますか。

ないようでございますので、次に、最終答申の附帯意見について、御意見をいただきたいと思えます。「資料の4」、「第六次寝屋川総合計画最終答申附帯意見（案）」を御覧ください。

これにつきましては、これまでの審議会における皆様方から頂戴しました貴重な御意見を精査していただき、附帯意見の案として作成させていただいたものになります。委員の皆様には、事前に送付させていただいておりますが、改めて御確認いただきたいと思えますので、ここで事務局に読み上げていただこうと思えます。よろしくお願ひします。

(事務局)

それでは、「資料4 第六次寝屋川市総合計画最終答申附帯意見（案）」を、読み上げさせていただきます。

「第六次寝屋川市総合計画」について、最終答申。令和2年1月30日付け経一第391号で諮問のありました、第六次寝屋川市総合計画（試案）について、本審議会において慎重に審議しました結果、別冊答申書のとおり結論を得ましたので、下記の意見を付して、最終答申いたします。

今後、これらの意見を十分に尊重いただき、「新たな価値を創り、選ばれるまち 寝屋川」の実現に向け、積極的に取り組まれることを期待します。

「1 総括的事項」、「(1) 第六次総合計画の着実な推進」。

本格的な人口減少社会を迎え、今後、少子高齢化が更に進行することが見込まれる。これに伴う影響は、福祉や医療を始め、経済、教育、都市インフラなど、様々な分野に及ぶこととなる。

こうした時代の変化に柔軟かつ適切に対応し、将来にわたりまちの活力を維持、向上させ続けるため、子どもからシルバー世代まで、誰もが安心して地域で暮らせるまちづくりを進めることはもちろんのこと、市内外から寝屋川市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえるまちの実現に向け、本計画に基づく施策・事業の計画的かつ着実な推進を図られたい。

「(2) 市民協働の深化と更なる連携強化」。

今後、行財政のダウンサイジングが避けられない状況の中、多様化・複雑化

する地域課題に行政（市）のみで対応することは困難である。持続的により良い地域社会を築いていくためには、行政、議会はもとより、市民、地域団体、事業者の知恵と力を結集し、一体となって課題解決に対応する必要がある、市民協働の深化と更なる連携強化が望まれる。これらを踏まえ、市民が市政に参画できる機会の充実を図るとともに、若い世代の地域活動への参加を促進し、地域の新たな担い手の育成、確保へとつなげるよう努められたい。

「(3) 社会情勢の変化への柔軟な対応」。

情報技術や科学・医療の進展など、社会情勢は目まぐるしく変化している。こうした状況に対応するため、本計画では、理想の未来の姿から発想する「フューチャー・プル」型の考え方にに基づき、施策・事業の在り方を検討することとしているが、時代の変化や市民ニーズの動向などを的確に把握する中で、想定し得ない新たな課題が生じた場合には、柔軟かつ弾力的な施策展開を検討されたい。

また、新型コロナウイルス感染症（C O V I D -19）の感染拡大に伴い、人々の生活様式や価値観は大きく変化している。こうした変化は、今後の各分野の施策展開にも影響を及ぼすことが予測されることから、「ウィズコロナ」や「ポストコロナ」の各段階における状況変化を的確に捉え、迅速かつ適切に対応されたい。

「2 個別事項」、「(1) 訴求力のある施策」、「① 子どもに最善を尽くす（子育て・教育）」。

将来、子どもたちが社会で力強く生き抜く力を育む教育環境の整備に努めるとともに、創意工夫を凝らした教育内容の充実を図るなど、教育の質を更に高めるように取り組まれたい。

地域と家庭、学校園が連携・協働し、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を支え、育てる環境づくりを推進されたい。

市独自の子どものいじめに関する取組を着実に実施するとともに、いじめ防止の基本となるコミュニケーション力や他人を思いやる心など、子どもたちの豊かな心を育む教育を推進されたい。

「② 誰もが住みたくなるまちをつくる（社会基盤・産業）」。

商業・医療・福祉等の市民生活を支えるサービスの提供や地域の活力を維持

し続けるため、都市構造を踏まえ、地域ごとの強みを活かしたまちづくりを推進し、魅力的で利便性の高いまちの形成に取り組みたい。

市内経済の活性化を図るため、既存事業者への支援に加えて、道路整備などのまちづくりと一体となった企業誘致を図るなど、産業振興を重要な政策課題と位置付け、推進されたい。

「③ 命を全力で守り、豊かな暮らしを実現する（安全・安心）」。

南海トラフ巨大地震を始めとする自然災害などの被害を最小限に抑えるべく、防災・減災対策を推進するとともに、発災時には、地域住民による初期活動などの自助の取組が重要となることから、地域における自発的な防災活動を推進するため、地区防災計画の策定支援に積極的に取り組みたい。

福祉避難所について、その周知と運営体制の整備に万全を期されたい。

更なる防犯力の向上を図るため、道路や公園などの都市整備に併せて、犯罪が起きにくい環境を形成する防犯環境設計の考えを取り入れたまちづくりを積極的に推進されたい。

「(2) 生活を支える施策（福祉・人権・環境）」。

地域福祉を取り巻く環境は、複雑かつ広範にわたり、行政による支援だけで対応することが困難となってきた。このため、ボランティアやNPO法人、事業者など多様な主体が社会貢献及び自らの生きがいとして、シルバー世代等を支える仕組みが必要であり、これらの主体が地域福祉に関わることができる環境づくりの積極的な支援に取り組みたい。

年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合う社会を実現するため、人権教育及び人権啓発の推進を図られたい。

持続可能な地域社会を構築するため、廃棄物の減量化や資源化に取り組むなど、環境負荷を低減する都市づくりを推進されたい。

「(3) 暮らしの質を高める施策（文化・地域づくり・行政）」。

市民が生涯にわたって教養や趣味、文化活動などを学ぶことができ、自身の生活の向上や生きがいへとつなげていくために、子どもからシルバー世代までの様々なライフスタイルやニーズに応じた生涯学習の充実を図られたい。

地域では、高齢化の進行に伴い、住民同士の支え合いの必要性が増す一方で、

地域活動の担い手不足や組織力の低下が大きな課題となっている。このため、市民の主体的な参加を促す施策の推進及び市民の協働意識の醸成を図るなど、地域コミュニティを維持し続けるための取組や支援を積極的に推進されたい。

多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けていくために、職員の資質・能力の向上と経営感覚を持った人材の育成に努めるとともに、市民の視点に立った効率的かつ効果的な行財政運営を推進されたい。

「3 おわりに」。

将来にわたって行政サービス水準を維持、向上し、また、地域の活力を創出するために、子育て世代を誘引し、まちの持続可能性を高めていくことは、極めて重要な課題であり視点であると考えます。

第六次総合計画で示す将来像を実現するため、ターゲットを見据えた独自性・独創性の高い政策立案を進めることはもちろんのこと、福祉や教育、産業、環境など各分野の行政サービスをバランスよく実施し、総合的な都市力を高めていくことで、誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくりを推進されたい。

以上でございます。

(会長)

この審議会におきましては、これまで様々な御意見をいただきました。中間答申の作成に当たりまして、この審議会の意見をかなりの部分にわたって反映させていただきました。それで当初の行政試案と比べまして、非常に厚みのある計画となっているということは、御理解いただけると思います。

こうしたことから、附帯意見の中には、計画に一定記載が既にあるという内容についても、あえて記述している項目もございます。また一方、総合計画というものの性格上、具体的な個別の事業に関する記述はできるだけ避けて、簡素にしておりますので、御了承いただきたいと思います。

それでは最終答申の附帯意見、「資料4」ですね。これの案について、御意見のある方はございますでしょうか。

(委員)

附帯意見、これ拝見をさせていただいて、会長おっしゃったように様々なことが書かれているなどというのは感じております。

その中で、まず1ページなのですが、1 総括的事項、(1) 第六次総合計画の着実な推進の1行目なのですが、「本格的な人口減少社会を迎え、今後少子高齢化が更に進行することが見込まれる」というところなのですが、これはもう見込まれるではなくて、もう明らかであると言い切ってしまうてもいいことではないかなと思ひまして、そこを修正したほうがいいかなというところがまず一点ですね。

それと、2ページを開けていただきまして、下のほう、一番下ですね。「地域住民による初期活動など、自助の取組が重要となることから、地域における自発的な防災活動を推進するため、地区防災計画の策定支援に積極的に取り組まれない。」とありまして、これは自助を頑張っておいてということだと思ひますが、一方、3ページの白丸の2つ目に書いてある中身を見ますと、ここでいうと地域活動担い手不足とか、組織力低下していますよと。で、「地域コミュニティを維持し続けるための取組や支援を積極的に推進されたい。」とありまして、自助を積極的に進める上においての、行政の公助の、例えば積極的な支援とか、各施策に対する積極的な取組であるとか、そういったところを2ページのお話をさせていただいた「地区防災計画の策定支援に積極的に取り組まれない。」で終わっているだけでなく、そこら辺を加える修正を行ったほうがいいんじゃないかなと思ひまして。地区防災計画って多分計画だけですので、実際実行する上ではそういったことが必要ではないかなというふうに思ひています。

ちなみに、最終答申案、書類を今日始めて見させていただいて、防災の項目のところには、さように書いてありますが、61ページの真ん中ほどなのですが、ここには防犯活動の推進の中では、「地域の自主防犯活動が活性化されるよう支援する。」と施策の課題の中に書いてありまして、その手前の58、59の②の部分が、この部分に該当していくんですが、そういったところが修正として必要なんじゃないかなということ、ちょっと意見させていただきたいと思ひております。

会長、以上です。

(会長)

はい。すみません、ちょっと再確認したいんですが、具体的にはこの附帯意見の中の3ページの一番右上の「地区防災計画策定支援に積極的に取り組まれない。」の前に、記述をもっと足すべきだということになる。

(委員)

いえ、後でも結構なんですけど。要は、「自助力を向上させるための公助の取組を積極的に取り組まれない」とか「自助力の向上を図る公助の各施策にも積極的に取り組まれない」とか、公助の関わりをして自助を育てていかないと、そういったことは成し得ないのではないかなと思いましたがもので。

(事務局)

具体的な書きぶりとするれば、どういうふうに行けばいいのか、ちょっとまた御示唆、後ほどいただきたいと思います。

(会長)

他に御意見、ございますか。

(委員)

2ページの、今おっしゃっていただきました一番下の③の最下段ですね。「初期活動の中の自助の取組」ってありますけども、これ後ろに地区防災計画とつながりますので、この計画は、自助と共助の計画となっていますので、「共助」を入れていただけたらと思っております。
以上でございます。

(会長)

他はございますか。

(委員)

附帯意見の、作っていただいた大前提として、これまで審議会で各委員から何らかの意見があったものが全てここで、何らかの意見があったものであるということなのかどうなのか。全てここに書かれてることは、委員からの意見だったのかということ、質問したいと思います。

(会長)

これについては、事務局のほうから、お答えください。

(事務局)

はい。この記述に関しましては、基本的には第1回から前回第9回までの審議会でのご意見、これを集約したものになってございます。ただし、例えば、総括的事項の一番冒頭の「(1) 第六次総合計画の着実な推進」の内容など、正副会長と御相談の上で、一定記述を追記しているものはあるということでございます。

以上でございます。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

いきなり「おわりに」のところ、4ページいくんですけれども、全体的にこの附帯意見というのは、ちょっとまあ本体の計画が、今までの常識に照らせば、かなりとがった形になっておるといって、若干揺り戻しといったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そのとがった部分の弊害みたいなものも緩和していく必要があるんじゃないかというふうな打ち込みが、大変多いというふうに認識をしておるんですけれども、そこに来て、この4ページの終わりのところ、2行目、「子育て世代を誘引し」、やっぱりこういうことを殊更に強調をするというのはいかなものかというのが、これまでであったように思うんですね。で、ここでまたこれが表れてくると、結論それかよ。という話にもなるので、表現はいかなものかと思っておると

ということが一つと、定住人口の流入促進を図るとかだったらまあまあまだ分かりもするんですけれども、っていうのが一点。

もう一つは、4行目「ターゲットを見据えた」、この「ターゲット」って一体何ですかということです。ターゲットっていうのは、行政目的、目標のことをターゲットとしているのか、それとも、人、世代をターゲットにしているのか。それが明らかにならないことには意味がよく分からない。でも、もしこれ人や世代だったら、やっぱりそういう計画でしかないのかっていうふうにも受け止めてしまうので、ちょっとこの点は、この2点については、御説明をいただきたいと思います。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

まず、「子育て世代を誘引し」の内容でございます。これについては、まず、この本計画「最終答申(案)」の記述の中に、既にこの「子育て世代を誘引し」という言葉、記述ございますので、まずそれを載せていただいておりますという内容にさせていただきます。

委員がおっしゃいますように、当初、とがった計画、これあえてそういった計画にしておいたというところではございますけども、この「おわりに」の一番下の記述でございますね。下の3行でございますけど、「福祉や教育、産業、環境など、各分野の行政サービスをバランスよく実施し、総合的な都市力を高めていくことで、誰もが住みやすく安心して暮らせるまちづくりを推進されたい」こういった内容、これは、この審議会での御意見として非常に多かった内容かなと思ってございます。子育て世代誘引の内容と、様々な施策をバランス良くやってくださいよという内容、これを両者を併記して記述することが、この審議会での例えば「おわりに」になってくる、「おわりに」に書くべき内容じゃないかなというところで、これは会長との相談の上、述べさせていただいてるところが一点でございます。

もう一つ、「ターゲットを見据えた」という内容でございます。今回の第

六次総合計画の内容が、施策を3つの内容に分けさせていただいております。「訴求力のある施策」と「生活を支える施策」と「くらしの質を高める施策」、この3つの施策に大きく方向性を一定決めて、この「訴求力のある施策」をより重視していこう。ただし、全ての事業・施策については、バランスよくやっていこう、こういった計画にさせていただきます。この「訴求力のある施策」に係るターゲットをしっかりと見据えてやっていこうとさせていただいているところではございます。

以上でございます。

(会長)

他にどうですか。

(委員)

ということはそのターゲットというのは、今御説明をいただいたことからすると、今住んでない新住民だとか、そういったところは、人をターゲットとっておられるということではないんですかね。

(事務局)

必ずしも人に限定するものではないだろうというふうに思っています。仮にこれ、人と捉えた場合でも、この訴求力のある施策は今住んでおられる市民にしっかりと定住をいただくという、その要素も第六次総合計画には入れてございますので、「人」ととっても、そういった対外的なものだけではないという考え方になるのかなというふうに思っております。

(委員)

いずれにしても、ここで「ターゲット」とだけ急にくると、「ターゲット」って何なのか。人なのか、何かの目標、目的なのか、もうさっぱり分からないので、ちょっとこれは書き改めていただいたほうが良いですよということは申し上げておきます。

で、冒頭のその「子育て世代を誘引し」というところ、御説明の意を、お

っしゃることはよく分かるんですけども、であるならば、前の3行、頭の3行を書かなきゃいけないのっていうことです。我々が、委員の皆さんがよろしければそれで良いのですけれども、これを殊更に書いておく必要があるというふうに皆さんが強い思いで思われるんだっただらば、書いたらいいと思うんですけども、別に要らないのじゃないのっていうことです。なぜならば、附帯意見だからです。本体の計画、総合計画の最終答申案については、事務局もいろいろ御尽力もいただきまして、我々はほぼ同意ということになっておろうかと思うのですが、それにあえて附帯意見を付けるのですから、こういうことを殊更にいう必要があるのかということについては、疑義を呈しておきます。

以上です。

(会長)

他にございませんか。

(委員)

ちょっと戻らしていただいて、お伺いしたい点がありまして、先ほど39ページの「寝屋川市の働き方改革」のところで、今更ですみません。ちょっと先ほど御説明いただいた、ちゃんと諮っていただいているところ、「望まない残業を無くす」という文言が、ちょっとすみません、これは行政が望まない残業なのか、はたまた職員が望まない残業なのか、どちらになるんでしょうか。

(会長)

どうぞ。

(事務局)

はい。この市の働き方改革プランは、8月に策定をさせていただいて、この「望まない残業」という、いわゆる主体のところですけども、これは基本的には、これは職員をまず指すという言葉になるかというふうに考えてご

ざいます。ただし、この行政から見た場合に、時間外勤務手当であったり、職員の健康の面の管理、こういったところもございますので、この行政側から見ても、当然ながら「望まない残業」ということになるのかなと考えてございます。

(委員)

我々、民間からするとね、職員、私も職員であろうというふうに思ってたんですけども、これって個人の権利ばかりが表に出て、責任って、行政とこういう役所の方の責任ってどうなんですか。例えば、望まない残業でもね、緊急性のあるものであったり、例えば、人命に関わるような災害時の対応であったり、そんなんは、「私望まないからしません」って、それで済むんですかっていうね、ちょっと違和感っていうか、民間はそんなことではなくて、やっぱり必要なのか、今すぐでなくてもいいのか。不必要なのか。緊急性があるのかないのか。ってというようなことが先に立つと思うんですけど。きっと市民の方が、「望まない残業を無くす」ってぱっと聞いたら、「あ、役所の方は楽で良いですよ」って、まあよくそういうふうに取り兼ねないかなというふうに感じたので、別に修正してくださいとかそういうことではないんですけど、ちょっと一般目線と、役所の目線とのかい離がこういうところに出ていませんかというような気がしました。民間は、やっぱりきっと、そこは、やっぱり経費を抑えなければいけないっていうのは、今どこもそうやと思いますし、残業でも例えば心身まで何ていうか、病むような、要は、長時間残業が続くとかね、そういうのは当然、当たり前なことやってはいけないことですが、単純に、望む・望まないだけでいいのですかっていうような、そんな気がしましたので、また何かのときに一度考えていただければなというふうに思いました。

以上です。

(会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

はい。まずこの「望まない残業」という文言は、なかなか聞きなれない文言にしておるんですが、これ実は、働き方改革プラン、こちらのプランのほうの考え方では、今、委員おっしゃっていただきましたような、災害であったりとか、緊急時の対応、こういったものは除くということにまずしています。行政として必ずしなければならない、人を守る、人の命を守っていくような、こういった残業、それはそもそも望む・望まないではありませんので、行政の責務としてすべきものというのは、これ対象としてない。そういったことからあえて、「望まない残業」という言葉を使っておるんですが、確かにこの総合計画側は、そこの細かな記述がございませんので、少し先ほど、参考資料でも見ていただきました、用語解説のところもございますので、例えば「望まない残業」の説明文を付けたらいいということで、また丁寧な対応をさせていただきたいなというふうに思っております。

(会長)

用語解説には入ってないんですね、まだ。だから入れるということやね。入れるということで、よろしいですか。委員。

(委員)

はい、結構です。ありがとうございます。

(会長)

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは今いただいた御意見、ちょっと調整する必要があるかな。事務局いかがですか。この場で調整はちょっとしんどいかなと思うんだけど、どうですか。

(事務局)

はい。また、正副会長と調整させていただいて、最終の審議会で、改めて読み上げをさせていただいて、確定させていただいたほうがいいのかない

うふうに考えます。

(会長)

先ほどいただいた各委員からの御意見のうち、委員の御意見は、いわゆる働き方改革そのもので使われている言葉でもあるんで、少し修正は難しいけれど、用語解説で正しく分かってもらえるように努めたいということなので、御了解いただけますか。

その他の3人の委員さんの御意見につきましては、少し文章を考えないといけないところがあると思いますので、この場で調整するのは少し困難を私感じています。ですので、もう一度、最終的な委員会を開いて、そこで確認していくということで、よろしゅうございますか。はい。

それでは、ありがとうございます。それでは、本日の審議会でもいただきました修正意見を反映したものを、次回10月27日の第11回審議会において、再度審議するというようにさせていただいて、よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

それでは、今日はそれぐらいに、議論が集中しましたけども、最後にその他として、事務局さんから何かございましたら。

(事務局)

本日はお足元の悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局から、特に報告はございません。来週の10月の27日の審議会、これ最終になりますが、先ほど見ていただきました意見、正副会長と調整の上で御提示をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに考えます。

その資料につきましては、当日配布をさせていただきますので、御了承いただきたいと思いますというふうに存じます。

ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

非常に丁寧に段取り踏んでますんで、ちょっと御出席の回数増えることを御了承ください。次回の修正意見を反映したものを最終審議するというところで、27日の第11回審議会において、再度審議させていただきます。

それでは、次回は、10月27日、火曜日の午前10時から、本日と、この同じ場所でということで、よろしゅうございますか。はい。

それではこれもちまして、第10回寝屋川市総合計画審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。